

## 保育を必要とする事由を証明する書類について（案内）

保育は、就労・出産・介護等で児童を保育できない家庭を対象としています。真に保育を必要としている方に利用していただくために、保育を必要とする証明書類を申込書に添付していただいています。証明する書類で申込者の優先順位を決めますので、必ずご提出ください。

証明に使う書類は下記のとおりですので、申込書と併せてご提出ください。

【証明が必要となる方】

- ・児童の保護者（父・母・子どもを養育している者等）
- ・同居している（別世帯の場合を含む）61歳未満の祖父母 ※新規入園申込み及び転園申込みの方のみ

### ●保育を必要とする理由と提出が必要な書類一覧

	保育を必要とする理由	理由を証明する書類
1	居宅外で就労している （内定している）	様式④「就労証明書」 健康保険証や社員証など国籍していることが確認できる書類※就労証明書に事業所の証明印がない場合のみ必要
	自営業で就労している	様式④「就労証明書」※就労証明書に押印欄はございませんが、事業所印の押印が必要です。 自営業の証明となる書類（直近の確定申告書（第1表及び第2表）の写し・請負契約書の写し など） 開業したばかりで上記の書類が提出できない場合は、営業許可証の写し、開業届の写し など（いずれも1年以内に発行されたもの）
2	妊娠・出産	様式⑤「保育を必要としている事由申立書」および「母子手帳（予定日がわかる部分）」の写し
3	就学、職業訓練	様式⑥-1「就学（予定）申立書」および「学生証の写し」又は様式⑥-2「在学証明書」およびカリキュラムなど時間割がわかる書類
4	保護者の疾病、負傷、精神障害又は身体障害	様式⑤「保育を必要としている事由申立書」および様式⑦「通院・入院証明書（医師の診断書）」又は「障害者手帳等の写し」
5	同居親族の介護、看護	様式⑤「保育を必要としている事由申立書」および介護を受けている方の、様式⑦「通院・入院証明書（医師の診断書）」又は「障害者手帳の写し」又は「介護保険証」の写し
6	求職活動中	様式⑥-1「就労予定申立書」 様式⑥-2「求職活動支援機関等利用証明書」
その他	災害復旧	様式⑤「保育を必要としている事由申立書」および「り災証明書」又は「被災証明書」
	児童虐待・DV	様式⑤「保育を必要としている事由申立書」およびこども家庭相談センター・要保護児童地域対策協議会からの意見書など